

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

防衛医科大学校達第9号

防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛
庁訓令第34号）第51条の規定に基づき、防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、
訂正及び利用停止に関する達を次のように定める。

平成17年8月31日

防衛医科大学校長 鳥 潟 親 雄

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用 停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達

改正 平成19年 1月 9日達第1号
平成23年12月27日達第5号
平成28年 3月31日達第9号
平成31年 3月27日達第4号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 開示等請求受付（第4条）
- 第3章 開示等の決定等（第5条－第10条）
- 第4章 雑則（第11条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「本校」という。）の保有する個人情報の
開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供の手續等について必
要な事項を定めることを目的とする。

（機関等個人情報保護室）

第2条 事務局総務部総務課（以下単に「総務課」という。）は、行政機関の保有す
る個人情報の保護に関する法律、行政手續における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行
令、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行
令及び防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非
識別加工情報の提供に関する訓令の施行について（通達）（防官文第2602号。1
7.3.31）（以下「通達」という。）第1章第2に規定する機関等個人情報保護
課室として、次条に規定する機関等開示担当課室、機関等訂正担当課室、機関等利
用停止担当課室及び機関等提供担当課室と緊密に連携して本校の保有する個人情
報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供（以下「開示等」
という。）に関する事務を円滑に行われるよう努めるものとする。

3-1-11

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達

(機関等開示担当課室、機関等訂正担当課室、機関等利用停止担当課室、機関等提供担当課室)

第3条 本校において、通達第1章第6、第7、第8及び第8の2に規定する個別の保有個人情報の開示等決定等事務（移送、補正、第三者意見書提出の機会付与、開示等決定、期限の延長、期限の特例延長、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に係る事務をいう。）について学校長を補佐する課室等である「機関等開示担当課室」、「機関等訂正担当課室」、「機関等利用停止担当課室」及び「機関等提供担当課室」は、防衛医科大学校行政文書管理規則（平成23年防衛医科大学校達第3号）第2条第8号に規定する各課室等とする。

第2章 開示等請求受付

(個人情報保護窓口)

第4条 本校に直接開示等請求が行われた場合は、防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する訓令（以下「訓令」という。）第4条第4項及び第6項に規定する個人情報保護室に請求する旨を案内するものとする。また、郵送により直接請求が行われたときは、本校において受付せず、訓令第4条第4項及び第6項に規定する個人情報保護室に再送付するよう案内するものとする。

第3章 開示等の決定等

(開示等請求に係る事務の実施)

第5条 総務課は、訓令第13条、第29条、第43条の規定に基づき、防衛省個人情報保護室から通知を受け、対象となる保有個人情報が本校のものであると認められる場合は、速やかに該当する各課室等に対し、別紙様式第1により当該保有個人情報の特定及び開示等請求に係る事務の開始を通知するものとする。

2 各課室等は、当該開示等請求に係る保有個人情報が特定できた場合は、通知を受けた日から原則として3日以内（休日及び補正に係る日数を除く。）に別紙様式第2に当該保有個人情報の写しを添付し、総務課に提出するものとする。

3 各課室等は、当該開示等請求に係る保有個人情報が不存在と判明した場合は、前項に定める期間内に別紙様式第3により、総務課に通知するものとする。

4 総務課は、提出された当該保有個人情報の写しを、本校における事務の開始日から5日以内に官房各局の課室等（その所掌事務が本校と関連する課、室又はこれに準ずるものをいい、以下「内局開示等担当課」という。）及び防衛省個人情報保護室に提出しなければならない。また、保有個人情報の特定が困難な場合又は本校に当該請求に係る保有個人情報が不存在と判明した場合は、同期間内にその旨を通知するものとする。

5 総務課は、訓令第53条の3の規定に基づき防衛省個人情報保護室から通知を受けた場合は、当該個人情報ファイルを保有する各課等に対し通知するものとする。

(開示等請求の補正等)

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

第6条 総務課は、訓令第12条、第28条及び第42条の規定に基づき、必要に応じ、開示等請求者に対し記載内容の補正を依頼するものとする。

2 第5条第1項の規定による通知後に補正が必要と認められた場合は、当該各課室等は、別紙様式第4により速やかにその旨を総務課に通知するものとする。

(移送)

第7条 総務課は、第5条第1項の規定による通知に係る保有個人情報が他の行政機関への移送が必要と認められる場合は、速やかにその旨を内局開示等担当課に通知するものとする。

2 第5条第1項の規定による通知後に移送が必要と認められた場合は、当該各課室等は、別紙様式第4により速やかにその旨を総務課に通知するものとする。

(第三者意見聴取)

第8条 各課室等は、第5条第1項及び第5項の規定により通知を受けた事案について、当該保有個人情報に第三者に係る情報が存在し、当該第三者の意見聴取が必要と認められる場合は、別紙様式第4により速やかにその旨を総務課に通知するものとする。

2 総務課は、各課室等から通知を受けた場合は、速やかにその旨を内局開示等担当課に通知するものとする。この場合、第三者に対する意見聴取の必要性が判断しがたい場合は、内局開示等担当課に意見照会を行うものとする。

(開示等決定手続)

第9条 各課室等は、第5条第1項の規定による通知に係る当該保有個人情報について開示等の第一次的判断を行い、別紙様式第5、別紙様式第6又は別紙様式第7により総務課に報告するものとする。ただし、当該判断について、他の各課室等が実施することが適切であると認められる場合は、速やかにその旨を総務課に連絡するものとする。

2 総務課は、前項の場合において、当該保有個人情報の特定を依頼した各課室等以外の他の各課室等に開示等に係る判断を依頼することが適切であると認められる場合は、当該他の各課室等に対し、当該判断について依頼する旨通知するものとする。

2の1 各課室等は、第5条第1項の規定による通知に係る当該保有個人情報について開示等の第一次的判断を行い、当該保有個人情報ファイルの写しを添付し、総務課に通知する。

3 各課室等は、開示等に係る判断をするに当たっては、内局開示等担当課と協議、調整を行うものとする。

4 総務課は、各課室等からの報告に基づき、当該保有個人情報の開示等決定に係る意見を学校長に上申するものとし、学校長は、当該上申に係る保有個人情報の開示等の本校としての決定を行うものとする。

5 前項の場合において、当該保有個人情報に他の各課室等が関連する場合、総務課

3-1-11

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する達

長は、必要に応じ、当該他の各課室等の長に対し、決定に係る意見を徴することができる。

6 総務課は、本校における開示等の決定後、速やかに防衛大臣あての上申書を内局開示等担当課に送付するものとする。

7 前各項に規定する事務に要する期間は、本校において文書特定後、2週間以内を限度とする。

(開示等決定期限の延長)

第10条 総務課は、本校において開示等決定期限の延長が必要と判断される場合は、速やかにその旨を内局開示等担当課に通知するものとする。

第4章 雑則

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の実施に関し必要な細部事項については、総務課長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第 1 (第 5 条関係)

別 添 「 注 意 」 受 付 個 第 号 年 月 日
(文書管理者)
_____ 長 殿
総務部総務課長 (公印省略)
保有個人情報の（開示・訂正・利用停止）決定に係る事務に ついて（通知）
標記について、別添のとおり保有個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書（写） が送付されたので、当該請求に該当する保有個人情報の特定及び開示等決定に係る事 務を開始されたく通知する。
添付書類：保有個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書（写） （請求受付番号： _____ ） 「注意」

3-1-11

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第2（第5条関係）

年 月 日

総務部総務課長 殿

(文書管理者)

当該保有個人情報の特定について（提出）

標記について、受付個第 号に係る保有個人情報を特定したので、別添のとおり
提出する。

添付書類：

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第3（第5条関係）

年 月 日
総務部総務課長 殿
(文書管理者) _____
当該保有個人情報の不存在について（通知）
標記について、受付個第 号に係る保有個人情報は、下記の理由により不存在であつたことを通知する。
記
不存在の理由

注：「不存在の理由」は、廃棄の場合は「廃棄（廃棄年月日）」、移管の場合は「移管（移管年月日、移管先）」と記載する。

3-1-11

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第4（第6条～第8条関係）

年 月 日
総務部総務課長 殿
(文書管理者) _____
開示等決定に係る事案の発生について（通知）
標記について、受付個第 号に係る事務において下記の事案が発生したので通知する。
記
1 事案区分 ア 補正 イ 移送 ウ 第三者意見聴取
2 発生理由

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第5（第9条関係）

年 月 日
総務部総務課長 殿
(文書管理者) _____
開示等決定について（報告）
標記について、受付個第 号に係る保有個人情報の開示について下記のとおり判断するので、当該保有個人情報の写し（不開示情報がある場合は当該部分を明認）を添付し報告する。
記
1 判断区分 ア 開示 イ 部分開示 ウ 不開示
2 判断理由
添付書類：

3-1-11

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第6（第9条関係）

年 月 日
総務部総務課長 殿
(文書管理者) _____
訂正等決定について（報告）
標記について、受付個第 号に係る保有個人情報の訂正について下記のとおり判断するので報告する。
記
1 判断区分 ア 訂正 イ 不訂正
2 決定した訂正の内容
3 判断理由
添付書類：

防衛医科大学校の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに
行政機関非識別加工情報の提供に関する達

別紙様式第7（第9条関係）

年 月 日

総務部総務課長 殿

(文書管理者)

利用停止等決定について（報告）

標記について、受付個第 号に係る保有個人情報の利用停止について下記のとおり判断するので報告する。

記

- 1 判断区分
ア 利用停止 イ 利用不停止
- 2 決定した利用停止の内容
- 3 判断理由

添付書類：